



環境トピックス

問い合わせ先 環境課 ☎40-5559



住宅用太陽光発電システム設置費補助制度がはじまります

住宅用太陽光発電システムを設置する市民の方に、費用の一部を補助します。詳細は環境課までお問い合わせください。

- 補助金の額 太陽電池の最大出力1kw当たり3万円(上限12万円)1,000円未満の端数は切り捨て。
- 申請受付 5月6日(木)午前8時30分から
- 必要書類
- ・システムの概要が確認できる書類・工事請負契約書の写し又はシステム付建売住宅売買契約書の写し
 - ・市税の滞納がないことを証明する書類・住民票の写し・設置承諾書・その他市長が必要と認める書類
- 申請先 必要書類を添えて、環境課(国分寺庁舎2階)まで申請してください。
- 注意事項 必ず設置工事の着工前又はシステム付建売住宅の引渡し前に、補助金交付申請をして交付決定を受けてください。
交付決定前に工事に着工された場合又は引渡しを受けた場合は補助金の交付が受けられません。

スズメバチに注意!

スズメバチの多くは、6月ごろまでに巣作りをします。小さいうちに見つけて駆除するようにしましょう。市では、駆除業者によりスズメバチの巣を駆除した方に費用の一部を補助します。

- 補助金の額 駆除に要した費用の2分の1(上限1万円)100円未満の端数は切り捨て。
- 添付書類
- ・駆除に要した費用の領収書・スズメバチの巣の位置図・写真(駆除前と駆除後)
 - ・市税の滞納がないことを証明する書類
- 申請先 駆除後、添付書類を添えて、環境課または市民課各窓口まで申請してください。
- 駆除業者 市内で主に駆除を行っている業者は次のとおりです。

名称	所在地	電話番号
(株)県南環境	柴1063	44-2518
(株)スマイテック	駅東4-7-33	44-9618
マコ技研(株)	下石橋545	53-5434

市内外問わず上記以外の業者でも、補助対象となります。

斎場使用料補助金について

管外の斎場(火葬場)を使用し管外料金を支払った場合、補助金が交付されます。一時、管外料金を全額支払っていただき、補助金申請・請求後に市より補助金が交付されます。

- 対象者 亡くなられた方又は斎場使用申請者が下野市民であること
- 対象施設 全国全ての斎場での火葬及び待合室が対象になります。
「宇都宮市 悠久の丘」「小山聖苑」に関しては式場、控室、霊安室等も補助対象になります。
- 補助額 火葬については58,800円、待合室については16,050円を限度に補助金が交付されます。
式場等については管外料金と管内料金の差額になります。
- 申請方法 補助金交付申請書に領収書を添付し、環境課又は市民課各窓口へ提出してください。

～管外斎場～

石橋地区の方：全ての斎場 国分寺・南河内地区の方：小山聖苑以外の斎場